

別表 1 (第 2 条関係)

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

「法」	水道法
「施行規則」	水道法施行規則

1 指定要件違反

根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容	指導方法等
法第 25 条の 11 第 1 項第 1 号	法第 25 条の 3 第 1 項第 1 号	施行規則 第 21 条	1. 事業所ごとに、給水装置 工事主任技術者として選 任されることとなる者を 置かないとき。	指定取消し	<ul style="list-style-type: none"> ・「休止届」又は「廃止 届」を提出するよう指 導する。 ・指導に従わない場合 は、指定を取り消す。
	法第 25 条の 3 第 1 項第 2 号	施行規則 第 20 条	2. 厚生労働省令で定める機 械器具を有しなくなった とき。	指定取消し	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省令で定める 機械器具を有しないこ とが判明したときは、 期日を定めて欠けてい る機械器具を備え付け るよう指導する。 ・指導に従わない場合 は、指定を取り消す。
	法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イ		3. 精神の機能の障害により 給水装置工事の事業を適 正に行うに当たって必要 な認知、判断及び意思疎 通を適切に行うことがで きない者であることが判 明したとき。	指定取消し	<ul style="list-style-type: none"> ・指定給水装置工事事業 者が個人の場合は、 「廃止届」を提出する よう指導する。
	法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ロ		4. 破産手続開始の決定を受 けて復権を得ない者であ ることが判明したとき。	指定取消し	<ul style="list-style-type: none"> ・一律に指定を取り消 す。
	法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ハ		5. 法に違反して、刑に処せ られ、その執行を終わ り、又は執行を受けるこ とがなくなった日から 2 年を経過しない者である ことが判明したとき。	指定取消し	<ul style="list-style-type: none"> ・一律に指定を取り消 す。
	法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ニ		6. 指定を取り消され、その 取消しの日から 2 年を経 過しない者であることが 判明したとき。	指定取消し	<ul style="list-style-type: none"> ・一律に指定を取り消 す。

法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ホ			7. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 (下記①～⑥参照)		<ul style="list-style-type: none"> ・様々なケースがあり得るが、違反行為の内容及び程度によって「口頭指導」若しくは「文書指導」又は「指定の停止」を決定する。 ・過去に文書指導（行政指導）を受けたにも関わらず、故意に違反行為を繰り返した場合は指定を取り消す。
			①無断通水又は水道メーターの不正使用をしたとき。	指定の停止 6月以下	
			②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	指定の停止 6月以下	
			③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定の停止 3月以下	
			④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定の停止 6月以下	
			⑤管理者の承認を受けないで工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。	指定の停止 6月以下	
			⑥その他の不正又は不誠実な行為・違反行為をしたとき。	指定の停止 6月以下	
法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ヘ			8. 法人であって、その役員のうち上記 3～7 のいずれかに該当する者がいることが判明したとき。	指定取消し	<ul style="list-style-type: none"> ・欠格条項に該当する役員を他の者に変更した場合は適用しない。

2 給水装置工事主任技術者選任等義務違反

根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容	指導方法等
法第 25 条の 11 第 1 項第 2 号	法第 25 条の 4 第 1 項及び第 2 項	施行規則 第 21 条	1. 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置かないとき。	指定取消し	<ul style="list-style-type: none"> ・「選任届」又は「解任届」を速やかに提出するよう指導する。 ・指導に従わない場合は、指定を取り消す。
			2. 給水装置工事主任技術者が 2 以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定取消し	<ul style="list-style-type: none"> ・兼任を解くよう指導し、解任届を提出させる。 ・指導に従わない場合は、指定を取り消す。

3 届出義務違反

根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容	指導方法等
法第 25 条の 11 第 1 項第 3 号	法第 25 条の 7	施行規則 第 34 条	1. 事務所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき、又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し	<ul style="list-style-type: none"> ・「変更届」を速やかに提出するよう指導する。 ・指導に従わない場合又は虚偽の届出を行った場合は、指定を取り消す。
		施行規則 第 35 条	2. 休止届、廃止届、再開届を提出しないとき、又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し	<ul style="list-style-type: none"> ・「廃止届」「休止届」「再開届」を速やかに提出するよう指導する。 ・指導に従わない場合又は虚偽の届出を行った場合は、指定を取り消す。

4 事業の運営基準違反

根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容	指導方法等
法第 25 条の 11 第 1 項第 4 号	法第 25 条の 8	施行規則 第 36 条 第 1 号	1. 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	指定の停止 1 月以下	<ul style="list-style-type: none"> ・工事申し込みの際の設計書に主任技術者を記入する欄が空白の場合は記入させるため基本的には起こり得ない。
		施行規則 第 36 条 第 2 号	2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定の停止 1 月以下	<ul style="list-style-type: none"> ・技能を有する者は、公的な資格、民間の資格又はこれらに類するものにより判断するが、資格を有していない場合であっても実際に技能を有しているか否かにより最終判断する。 ・違反行為の程度によって、「文書指導」又は「指定の停止」を決定する。
		施行規則 第 36 条	3. 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の	指定の停止 6 月以下	<ul style="list-style-type: none"> ・工法等に適合させるよう工事のやり直しを指

		第3号	<p>条件に適合しない工事を施行したとき。</p> <p>①管理者が定める給水装置設計施工要綱等に従わなかったとき。</p> <p>②検査時の改善指示に従わないとき。</p> <p>③管理者に届けず断水工事を行ったとき。</p>		<p>示し、処分期間を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示に従わない場合は、指定を取り消す。
		施行規則 第36条 第5号イ	5. 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定の停止 6月以下	<ul style="list-style-type: none"> ・基準に適合するよう工事のやり直しを指示し、処分期間を決定する。 ・指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		施行規則 第36条 第5号ロ	6. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適合しない機械器具を使用したとき。	指定の停止 3月以下	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な機械器具を備え付けるように指導し、処分期間を決定する。 ・指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		施行規則 第36条 第6号	7. 施行した給水装置工事ごとに指名した給水装置工事主任技術者に工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定の停止 6月以下	<ul style="list-style-type: none"> ・記録の作成、保存を指導し、処分期間を決定する。 ・指導に従わない場合は、指定を取り消す。

5 工事施行に関する義務違反

根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容	指導方法等
法第25条の11 第1項第5号	法第25条の9	1. 給水装置工事の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定の停止 3月以下	<ul style="list-style-type: none"> ・指定給水装置工事事業者から事情を聴取して指導し、処分期間を決定する。 ・指導に従わない場合は、指定を取り消す。
法第25条の11 第1項第6号	法第25条の10	2. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提	指定の停止 3月以下	<ul style="list-style-type: none"> ・指定給水装置工事事業者から事情を聴取して指導し、処分期間を決定する。 ・指導に従わない場合

			出をしたとき。		は、指定を取り消す。
法第 25 条の 11 第 1 項第 7 号			3. 施行した給水装置工事が 水道施設の機能に障害を 与え、又は与えるおそれ が大きいとき。	指定の停止 6 月以下	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設を破損した場合は、現状復旧を指示し、処分期間を定める。 ・指導に従わない場合は、指定を取り消す。

6 不正申請

根拠条文	関係法令条文	違反内容	処分内容	指導方法等
法第 25 条の 11 第 1 項第 8 号		1. 不正の手段により指定給 水装置工事事業者として 指定を受けたとき。	指定取消し	<ul style="list-style-type: none"> ・事実が判明した場合は、速やかに指定を取り消す。